神奈川県知事 ⑴第05040号	エース株式会社
群馬県知事 ⑵第01215号	株式会社ベレーナ
愛知県知事 ⑴第04201号	株式会社メニコンビジネスアシスト

平成25年９月10日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
兵庫県神戸県民局長 ⑸第12062号	株式会社大港
愛知県知事 ⑸第03463号	有限会社豊田ファイナンス
愛知県知事 ⑻第02370号	アイコウ

平成25年９月10日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
千葉県知事 ⑽第00002号	有限会社司クレジット
沖縄県知事 ⑷第03553号	マキシム
神奈川県知事 ⑴第05037号	株式会社リザーブトラスト

平成25年９月10日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
沖縄県知事 ⑷第03457号	有限会社リシャインプラン

平成25年９月10日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（取消し）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事 ⑶第28799号	株式会社American Financial Direct
東京都知事 ⑶第30399号	全国住宅ローン保証株式会社
東京都知事 ⑵第30949号	株式会社Zurich Standard

決　　終

決定

抗告人Ｙ，相手方Ｘ間の遺産分割審判に対する抗告審の決定に対する特別抗告事件について，平成25年９月18日大法廷において次のような決定があった。（最高裁判所）

平成２５年（ク）第１３２号，第１３３号

決　　定

平成25年㋐第132号，第133号抗告人
Y
平成25年㋐第132号，第133号相手方
X
同代理人弁護士　八木橋伸之
菊池　尚
八木橋宏之

仙台高等裁判所平成24年(ラ)第183号，第184号遺産分割審判に対する抗告について，同裁判所が平成24年12月17日にした各決定に対し，抗告人から特別抗告があった。よって，当裁判所は，次のとおり決定する。

主　　文

原決定をいずれも破棄する。

本件をいずれも仙台高等裁判所に差し戻す。

理　　由

抗告人の抗告理由について

本件は，平成３年３月▲日に死亡したＡを被相続人とする遺産の分割に係る事件及びＡの子で平成15年３月▲▲日に死亡したＢを被相続人とする遺産の分割に係る事件である。

抗告人はＢの嫡出でない子であり，相手方はＢの嫡出子であるところ，原審は，民法900条４号ただし書の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の２分の１とする部分（以下，この部分を「本件規定」という。）を適用して，Ａ及びＢの遺産を分割すべきものとした。しかしながら，本件規定は，平成15年３月▲▲日当時において憲法14条１項に違反して無効であり，本件においてこれを適用することはできない（最高裁平成24年㋐第984号，第985号同25年９月４日大法廷決定・裁判所時報1587号登載予定参照）。

論旨は理由があり，原決定はいずれも破棄を免れない。そして，更に審理を尽くさせるため，本件をいずれも原審に差し戻すこととする。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

平成25年９月18日
最高裁判所大法廷
裁判長裁判官　竹﨑　博允
裁判官　櫻井　龍子
裁判官　金築　誠志
裁判官　千葉　勝美
裁判官　横田　尤孝
裁判官　白木　勇
裁判官　岡部喜代子
裁判官　大谷　剛彦
裁判官　大橋　正春
裁判官　山浦　善樹
裁判官　小貫　芳信
裁判官　鬼丸かおる
裁判官　木内　道祥

裁判官竹内行夫は，退官につき記名押印することができない。

裁判長裁判官　竹﨑　博允

労　　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、高知労働局の関係労働者を代表する者岩本徹の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成25年10月２日
厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、高知労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成25年10月16日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　高知労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名
印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国土調査法第19条第５項の規定により地図及び簿冊を認証する件

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項の規定によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十五年九月十九日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定により公告する。

平成二十五年十月二日

農林水産大臣　林　芳正

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊
島根県	島根県松江市美保関町千酌の一部（経営体育成基盤整備事業千酌地区）確定測量図及び換地計画書 島根県邑智郡美郷町上川戸の一部（中山間地域総合整備事業美郷地区）確定測量図及び換地計画書 島根県邑智郡美郷町酒谷の一部（中山間地域総合整備事業美郷地区）確定測量図及び換地計画書 島根県邑智郡美郷町日平の一部（中山間地域総合整備事業美郷地区）確定測量図及び換地計画書